

福岡県公報

令和五年四月十一日
第三百八十八号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例 (税務課) ……………一

正誤

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(平成二十五年福岡県人事委員会規則第十四号) 中正誤 ……………四

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十三号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

付則第六条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

付則第八条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和五年三月三十一日」を

「令和七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成二十七年四月一日から令和五

年三月三十一日」を「令和五年四月一日から令和八年三月三十一日」に改め、同条第

九項から第十二項まで及び第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三

十一日」に改める。

付則第八条の二第二項中「付則第八条の四第一項、第四項若しくは第六項」を「付則第八条の四第二項若しくは第四項」に改める。

付則第八条の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、

同項を同条第二項とし、同条第五項中「付則第八条の四第四項」を「付則第八条の四第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を

「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「付則第八条の四第四項」を「付則第八条の四第二項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に

、「付則第八条の四第六項」を「付則第八条の四第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

付則第八条の五第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

付則第九条の二の十一第二項を削る。

付則第九条の二の十二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。)が八トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。)であつて、同法第四十一条第一

項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において

「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基

準」という。)及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装

置(以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(第

六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備える

もの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の二の第十二第五項を削り、同条第六項中「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）、又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の三第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「定めらるるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条）」を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号）」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車（以下この条）」を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号）」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下この条」を「次項第六号及び第三項第三号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第二号中「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）」及び「及び第五項第二号」を削り、同項第四号中「ガソリン自動車」の下に「（営業用の乗用車及びキャンピング車に限る。）」を加え、「平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下

この条」を「平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号）」に、「同号(1イ)」を「同条第一項第一号(1イ)」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条）」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号）」に、「同号イ(3)」を「同条第一項第一号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条）」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項）」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百三十」を「百分の九十」に、「のもの」を「かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもの」に改め、同項第五号中「石油ガス自動車」の下に「（営業用の乗用車及びキャンピング車に限る。）」を加え、「次項第二号」に「同号イ(1イ)」を「同条第一項第二号イ(1イ)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に「のもの」を「かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの」に改め、同項第六号中「軽油自動車」の下に「（営業用の乗用車及びキャンピング車に限る。）」を加え、「平成三十年軽油軽中量車基準（以下この条）」を「平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準（以下この条）」を「第五十二条第一項第三号(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号）」に、「乗用車」を「ものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの」に改め、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「のうち、営業用の乗用車及びキャンピング車」を加え、「第五十七条の五第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項」を「第五十七条の五第一項第一号イ、第三号イ(1)(ア)及び第五号イ」に、「当該自動車」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該営業用の乗用車又はキャンピング車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「掲げる同条」を「掲げる同項」に改め、「同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読替後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読替後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし」を削り、「同条第

一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項」を「同条第一項第一号イ及び第三号イ(1)(ア)」に改め、同項第一号及び第二号中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「のもの」を「かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの」に改め、同項に次の一号を加える。

- 三 軽油自動車のうち、平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

付則第九条の三第三項の表第一項第一号ロの項から第一項第二号ハ(2)の項まで及び第一項第三号イ(1)(イ)の項から第一項第四号ロ(2)の項までを削り、第一項第五号の項を次のように改める。

第一項第五号イ	四千五百円	二千五百円
---------	-------	-------

付則第九条の三第三項の表第二項第一号の項及び第二項第二号の項を削り、同条第四項から第六項までを削る。

付則第十条の三第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

付則第十一条の二第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。
(福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例(令和四年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「令和三年四月一日」の下に「から令和五年三月三十一日まで」を、「施行の日」の下に「から令和七年三月三十一日まで」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)の規定

中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第九条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

正 誤

25 ・ 5 ・ 14		発行年月日
3495 増刊①		番号報
則員人事 会規委		種類
14		番号上
1		ページ
○		上 下
ら後 3ろ か		行
		備考
<p style="text-align: center;">知事部局</p> <p>土木審議監 部長 会計管理者 会 計管理局長 理事 技監 局長 秘 書室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医 監 食の安全総合調整監 課長 室 長 副課長 副室長 参事 監察監 企画監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 健康管 理監 県政情報監 防災危機管理専 門監 監査指導監 建設監理監 課 長補佐 室長補佐 監察員 秘書室 の参事補佐、係長、事務主査及び各 係の上席の主任主事又は主事 人事 課の参事補佐、企画主幹、企画主査 、事務主査、主任主事及び主事 財 政課の予算担当の企画主幹及び企画 主査 財産活用課の管理第一係長 総 務事務センターの人事、服務又は公 務災害補償担当の企画主幹又は企 画主査 総合政策課の総務係長 情 報政策課の人事又は服務担当の企 画主幹又は企画主査 調査統計課の企 画主幹又は服務担当の企画主幹又 は服務担当の企画主幹又は企画主 査 社会活動推進課の総務係長 県 民文化スポーツ課の人事又は服務担 当の企画主幹又は企画主査 保健 医療介護総務課の総務係長 福祉総 務課の総務係長 環境政策課の総務 係長 監視指導課の人事又は服務担 当の企画主幹又は企画主査 商工政 策課の総務係長 農林水産政策課の 総務係長 県土整備総務課の総務係 長 建築都市総務課の総務係長</p>		正
<p style="text-align: center;">知事部局</p> <p>土木審議監 部長 会計管理者 会 計管理局長 理事 技監 局長 秘 書室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医 監 食の安全総合調整監 課長 室 長 副課長 副室長 参事 監察監 企画監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 健康管 理監 県政情報監 防災危機管理専 門監 監査指導監 建設監理監 課 長補佐 室長補佐 監察員 秘書室 の参事補佐、係長、事務主査及び各 係の上席の主任主事又は主事 人事 課の参事補佐、企画主幹、企画主査 、事務主査、主任主事及び主事 財 政課の予算担当の企画主幹及び企画 主査 財産活用課の管理第一係長 総 務事務センターの人事、服務又は公 務災害補償担当の企画主幹又は企 画主査 総合政策課の総務係長 情 報政策課の人事又は服務担当の企 画主幹又は企画主査 調査統計課の企 画主幹又は服務担当の企画主幹又 は服務担当の企画主幹又は企画主 査 社会活動推進課の総務係長 県 民文化スポーツ課の人事又は服務担 当の企画主幹又は企画主査 保健 医療介護総務課の総務係長 福祉総 務課の総務係長 環境政策課の総務 係長 監視指導課の人事又は服務担 当の企画主幹又は企画主査 商工政 策課の総務係長 農林水産政策課の 総務係長 県土整備総務課の総務係 長 建築都市総務課の総務係長</p>		誤